

浄化槽管理者の3つの義務

浄化槽の維持管理・法定検査は法律で義務づけられています。

保守点検

保守点検では、機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。
保守点検は技術上の基準に従って、自ら行うか香川県知事または高松市長に登録した業者に委託して実施します。



清掃

清掃は槽内に溜まった汚泥・汚物・異物その他機能上支障となるものを取り除き、各装置の清掃を行う作業です。
清掃は市・町の許可を受けた業者が実施します。



法定検査

法定検査とは、保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかをBODを指標とする水質検査などにより判断するもので、年に1回指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会が実施します。



浄化槽のことなら
お気軽にご相談
ください。



公益社団法人 香川県浄化槽協会

〒761-8012 高松市香西本町1番地106

TEL 087-881-6600 FAX 087-881-6670

ホームページ <http://www.kagawajk.jp>

Eメール kjc@shirt.ocn.ne.jp

担当者

法定検査車



所在地

